平成 20 年 12 月 24 日日本監査役協会事務局

# 12月18日運営小委員会における主な発言

### (会計不祥事と監査役機能との関係)

- ・(不祥事例として金融庁より説明のあった) A 社の例では、監査役も不適切な会計処理について問題と認識していた。監査役が決定権を持つことと不祥事防止との関係については、本件は「監査人が適正と認めたのだからいいだろう」とうことで監査役も同意せざるを得なかったものであり、監査人より以前に監査役に実質判断権があるような状況になれば、事態は違ったものになった可能性はある。
- ・日本公認会計士協会の調査などにおいても、問題があった事例で監査役が表 になるということは殆どなく、不祥事において監査役の姿が見えないのが実 態である。真の意味で連携ができていないことから、その現実が最も問題で ある。
- ・不祥事例について言えることは、監査人が孤立しているということであり、 監査人の味方になれるかどうかということになろう。そのためには、監査人 の主張を理解できることが必要であり、それが決定権を持たせれば済むこと かも検討する必要がある。

## (財務・会計の知見)

- ・同意権か決定権かの議論は、むしろどちらのほうがより望ましいかという相対的な問題ではないか。その意味で監査役協会は責任のとれる監査を目指し取り組んでいるので、向かうべき方向は決まっているといえる。見解の対立があるのは、経営者サイドが同意権も決定権も同じと主張している点にあり、積極論者と評価が全く分かれている。では、どういう環境が整えば決定権でもよいのかという前提条件になるが、その点では知見者の有無が大きい。何をもって「知見」と言えるのかということであるが、方法論としてはベストプラクティスで対応していくことも考えられ、一方、立法論として考えるとすれば、段階的な規律とすることも現実的と言える。「必要な経過措置」とあるが、つまりどこに基準を置くかによって「経過」のステップも異なってくる。また、環境整備という点では、補助スタッフや情報入手などもあるので、上場会社の問題かどうかということもある。
- ・今回の議論は上場会社におけるガバナンスをどう確保するかが課題であり、 資本市場の信認を得るための監査役・監査人の在り方に焦点を当て検討する

ならば、知見者の選任義務化は不可避ではないか。

- ・仮に会計業務の経験や知見がない人、たとえば技術出身の者が副社長に就任 したとしても、知見がないからと言って適切な判断ができないかといえば決 してそういうことではない。むしろ、どのような人物が監査役に就任するか が問題である。
- ・財務・会計の知見があることをどう求めるかについては、法制として強制するのか、あるいはベストプラクティスとして啓蒙するのかなどがあるが、慎重に議論する必要がある。

## (「経営の視点」について)

- ・経営の視点からは「監査に必要なだけの監査時間」が適切に判断されないの で、経営者よりも監査役の判断のほうが適切に行えるのではないか。
- ・監査報酬の妥当性は経営の視点で判断する必要があるとの考え方があるが、 近年の会社法、金商法、会計基準の国際化など会計・監査を巡る大きな環境 変化があったにもかかわらず一向にこうした旧来型の思考でいるようでは、 経営者と監査人の緊張感の向上に繋がらず、会計不祥事の防止に役立たない。

## (その他)

- ・委員会設置会社か監査役設置会社かの議論は、意思決定の権限分配の問題であり本件と関係ないのではないか。選任についてはいずれにせよ総会提出議案の決定権であり、その限りでは両制度で大きな違いがあるものではない。 一方監査報酬については、監査計画の妥当性判断との関係から会計監査人監査の相当性判断が課されている監査役が適任と言えるのではないか。
- ・ダスキン事件判決や金商法 193 条の 2 による監査人から監査役への通知制度 など、最近の判例や立法により、監査役は嫌でも情報に触れざるを得ない状 況になっており、情報がないことで責任が問われなくて済むということは、 いえなくなりつつある状況にある。

上記のほか、大規模第三者割当増資に関して、「大規模な第三者割当増資に監査 役の関与を求めること自体は前向きに考えるべきだが、会社の支配権や同一性 に影響を及ぼすような大規模な第三者割当増資については、例えば、株主総会 の特別決議を要することとするなどの検討が併せて必要ではないか」との意見 があった。

以上